

神奈川県監査委員公表第3号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成29年5月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 高岡香
 同 太田眞晴
 同 土井りゅうすけ
 同 赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年1月10日（神奈川県公報定期第2850号）神奈川県監査委員公表第1号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた4箇所に係る5事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県西地域県政総合センター	平成28年9月29日（平成28年9月2日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力していなかったため、正規の勤務時間を超えて農地用務に従事した職員1名に対して、時間外勤務手当1件、3,555円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成28年10月17日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	平成28年11月9日（平成28年8月30日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、平成27年度自然環境保全センター箱根出張所庁用自動車運行管理業務委託契約（基本管理委託料2,151,360円）について、仕様書に定める運行管理責任者及び運行管理者の選任届を受注者から受領しておらず、運行管理	不適切事項については、委託契約に基づく業務の進行管理及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

		責任者等が不明なまま業務を実施させていた。この結果、業務の遂行計画に関する指示である運行計画を受注者の従事者に対して直接提示することになるなど昭和61年労働省告示第37号等に反した事務処理を行っていた。	
--	--	---	--

(3) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚土木事務所	平成28年9月29日（平成28年9月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ、副所長の専決として処理していた。</p> <p>2 収入事務において、海岸使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、2,500円あった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、調定処理における作業工程を改めて確認するため、占用許可の対象となる一覧表を整備し、進捗状況の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県藤沢土木事務所	平成28年10月31日（平成28年9月15日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、公用車を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力していなかったため、旅費5件、1,000円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成28年11月15日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>